

教職員のICT機器利活用ハンドブック

- 教職員のICT機器利活用に係る基本ルール
- ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点
- 教職員のICT機器使用関連の不祥事
- ICT機器利活用チェックリスト



山形県教育委員会

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール

基本ルール策定の目的

山形県公立学校に勤務する教職員(職種や勤務形態を問わず)がスマートフォンやパソコン等のICT機器を個人的に利用する際、又は校務で活用する際、周囲へ誤解や不安を与えることにならないよう、信頼される学校教育を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、関連法令等を踏まえた留意点を提示し、教職員の意識の徹底と不祥事の未然防止を図ることを目的とする。

1 電子メールやSNS等によるメール機能の活用に係る基本ルール

- (1) 児童生徒(特別支援学校幼稚部幼児を含む。以下同じ。)や保護者との私的なやりとりは行わないこと。
生徒指導、教育相談(電子メールでの教育相談を行っている場合を除く。)はメール機能以外の手段で行い、必ず組織で対応すること。
- (2) 部活動の連絡等、校務で活用する際は、服務監督権者及び所属長が定めたルールに従い慎重に行うこと。その際、そのルールについて、教職員間だけではなく保護者や児童生徒とも共通理解を図ること。
なお、県立学校においては、公用のアドレスや公的な連絡ツールを用いて連絡等を行い、生徒又は保護者同士が用いているSNS等の利用は原則として禁止する。
- (3) 教職員は、児童生徒の模範であることを意識し、勤務時間内に私的なやりとりは行わないこと。
- (4) SNS等は、不特定多数が閲覧可能であり、一旦投稿等が行われると、削除が困難であることを理解すること。

2 ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- (1) SNS等への書き込み、写真のアップ等(以下、「掲載等」という。)は、私用であっても、教職員であるという自覚を常に持てて行うこと。また、校務の目的を持たず、職務に関する文書等を掲載等しないこと。
・名前を載せていないなくても、あるいはグループ内のやりとりであったとしても、教職員の掲載等だと特定されたり、流出したりするおそれがあり、保護者や児童生徒、県民から指摘を受けることがある。
- (2) SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意すること。
・インターネット上で軽い気持ちで発言(書き込み)したことが、相手の感情を傷つけ、様々なトラブルに発展することがある。
・著作権等を尊重する。また、ハラスメント等につながる他者を誹謗中傷又は公務員としての信用を傷つけるような掲載等をしない。
・犯罪や犯罪が疑われる事案を認識した場合は、匿名通報制度なども利用することも含め警察及び管理職へ報告、又は相談をすること。
- (3) 無責任、軽率な掲載等は行わないこと。
・不適切な画像を掲載等すると、非違行為として扱われることがある。
・勤務時間外のやりとりであっても、公務員としての身分上の義務があり、内容によっては信用失墜行為等として問われることがある。
- (4) 児童生徒の画像も含め、個人情報やプライバシーが含まれる掲載等は行わないこと。
・個人情報そのものはもちろん、背景に配慮すべき内容が映り込んでいるなどについても注意が必要である。
・許諾を得ず、又は校務としての目的なしに校内の書類や公文書を掲載等すると、信用失墜行為として問われることがある。
- (5) アフィリエイト収入(広告等収入)が見込まれる行為は行わないこと。
・勧誘や広告等の掲載等を行うことにより、県民の疑惑や不信を招くような行為は慎む。

3 授業等でICT機器を活用する際の基本ルール

- (1) 授業及び児童生徒の様子を撮影又は録音する場合は、原則公的な機材を用い、私物のパソコンやタブレット、スマートフォン等(以下、「私物の機材」という。)を活用しないこと。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- (2) 前述(1)の「所属長の定めたルール」については、次の点を参考とすること。
 - ① 私物の機材は原則として教室等に持ち込まないこと。
 - ② 私物の機材を教室等に持ち込む場合や、やむを得ず私物の機材を用いて撮影を行う場合は、無断で行わず、管理職の許可を得ること。
 - ③ 私物の機材を用いて撮影を行った場合は、管理職に対し、そのデータ等の取扱について報告し、不要となったものから公的な記録媒体に移管し、又は消去すること。
- (4) 授業等でのICT機器の活用時において、不適切かつ不要な情報が提示されることがないよう事前のチェックを確実に行うこと。
- (5) 授業等の教材にインターネット上の情報を用いる場合には、情報の信頼性や中立性など教材として適正か、複数名によるチェックなどを通して十分に精査すること。

4 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- (1) 著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わないこと。また、著作権法を遵守するとともに同法の改正や運用指針にも留意し、資料転載等の際は留意すること。
 - ・画像や動画等を無断で使用することで、著作権や肖像権等を有する者から訴えられることがある。
- (2) ファイル交換・共有ソフトの利用について、違法なアップロード、ダウンロードにならないよう注意すること。
- (3) 学校ホームページ等に児童生徒や教職員等の画像及び氏名、作品等を掲載等する際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り、慎重かつ適正に行うこと。また、その手続きを常に確認すること。

5 個人情報流出・ウイルス侵入の防止に係る基本ルール

- (1) 個人情報流出やウイルス侵入の危険性を十分認識し、教育委員会及び所属長の定めたルールに則ってICT機器を利活用すること。
- (2) 原則、個人情報や機密事項に関わる電子データを、学校外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならない場合は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則って取り扱うこと。
 - ・成績等、児童生徒の個人情報が含まれた電子データを記録媒体に保存して学校外に持ち出し、紛失したり盗難にあつたりすれば、懲戒処分の対象となることがあるので注意する。
- (3) 児童生徒の写真や氏名等及び学校の関係資料(児童生徒の作品等を含む。)等を個人のブログ等に掲載等しないこと。
- (4) 基本ルール3(1)を踏ました上で、校内LANや校務用パソコンには、ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を接続しないこと。
 - ・私物パソコンで作成した電子データを校務用パソコンに記録媒体で取り込む際、私物パソコンに侵入していたウイルスが校務用パソコンに侵入することがある。

6 管理職としての基本ルール

- (1) 校長は、所管する学校における撮影及び録音の活用目的、機材使用、画像、音声等の保管場所及び方法、保存期限等が適正なものとなるようルールを明示し、複数での事前点検等が円滑に行われるよう適切に運用するとともに、必要に応じて状況を点検し修正すること。
- (2) 管理職は、所属職員に対して計画的に個人情報の取扱等の研修を行うとともに、取扱等について教職員が一人で問題を抱え込まないよう報告や相談を促すようにすること。

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール（令和7年8月改訂）

<参考> 平成27年11月10日 教育長通知「教職員のICT機器利活用に係る基本ルールの遵守について(通知)」

令和7年7月1日 7文科初第904号「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について(通知)」

ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点



ICT機器の利用・活用に起因した不祥事が発生することがないよう、教職員として重視すべき観点を「心構え・モラル」「知識・スキル」の2項目に整理します。



1 心構え・モラルの観点

Moral

(1) 教職員の自覚

- ・まずは一人一人の心構えが重要。特に私用でSNS等を利用する際に自分が教職員であることを強く意識する。
- ・メール等で生徒とつながり、生徒指導や教育相談を行うことの危険性について認識する。

(2) 職場での情報の共有化

- ・他校等で起きた不祥事事案の情報について職場で共有し、自分にも起こりうるということを意識する。
- ・メール等で生徒から相談を受けた場合には、関係職員と情報を共有するなど、組織的に対応することが重要である。

(3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- ・教育委員会、所属長が定めた情報セキュリティポリシー等に基づくルールを遵守する。

2 知識・スキルの観点

Skill

(1) 知識不足に起因する非違行為の防止

- ・知識として知っていれば「想像力」も働き、不祥事につながる前に防ぐことができるため、ICT機器利活用に係る情報を積極的に収集し、職員間で共有することが必要である。
- ・ICT機器の利便性と併せて、その利活用は個人情報流出等の非違行為につながる危険性があるという認識を持つ。
- ・送信に係る起案の際は、管理職に対しては紙媒体によることが多いが、送信するファイルや宛先設定の状態によっても個人情報漏洩となる可能性があることを教職員全員で理解する。

(2) 教職員研修の実施

- ・県教育センター、市町村教育委員会(視聴覚センター等を含む)からの支援により、情報セキュリティやネット・エチケット等について知識やスキルを高める研修を行う必要がある。

教職員のICT機器使用関連の不祥事

県内で発生したICT機器使用関連の不祥事	
① 特支校学校技能員が、宿泊施設において、小型カメラを用いて女性を盗撮した事案	(懲戒免職 R6)
② 小学校教諭が、学校内において、小型カメラを用いて児童の着替えの様子を盗撮した事案	(懲戒免職 R6)
③ 高校外国語指導助手が、商業施設のエスカレーターにおいて、スマートフォンを用いて女性のスカートの中を盗撮した事案	(停職 6月 依願退職R6)
④ 高校実習教諭が、学校内において、スマートフォンで女子生徒のスカートの中を盗撮した事案(懲戒免職 R5)	
⑤ 高校教諭が、授業中、小型カメラで女子生徒のスカートの中を盗撮した事案	(懲戒免職 R1)
⑥ 中学校教諭が学校生活の相談を受ける中でメールにて私的な連絡を行い、自家用車で生徒と2人で出かける等の行為を複数回繰り返した事案。また、高校教諭が生徒と私的なメールを繰り返し、体に抱きつくなど不適切な行為をした事案	(停職 1年 依願退職 H27)
⑦ 中学校教諭が、私物のパソコンを授業で使う際、誤ってわいせつな画像を生徒の目に触れさせた事案	(減給 3月 H27)
⑧ 高校教諭が、インターネットオークションでわいせつな画像を録画したビデオCDを販売した事案	(懲戒免職 H17)
県外で発生したICT機器使用関連の不祥事	
① 名古屋市と横浜市の小学校教員が、女児を <u>盗撮</u> し、画像等をグループで共有した疑いがもたれている。グループは、 <u>SNS</u> で知り合ったという小中学校の教員らで構成されていたとみられ、名古屋市の小学校教員が管理していた。	
<職務専念義務違反等>	
② 中学校教諭が、勤務時間中などに <u>学校のパソコンで不適切なサイトにアクセス</u> し、動画サイトを繰り返し視聴していた事案	(減給 6月 R6)
<児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律>	
③ 小学校教諭が、少女が性行為している動画をスマートフォンに保存して所持していた事案	(停職 4月 R6)
<不同意わいせつ罪・児童保護法違反等>	
④ 中学校の女性講師が、男子生徒に対し、直接相談に乗ったり、 <u>SNSでやりとり</u> をしたりする中で好意を持つようになり、公園や学校内で抱擁やキスを行った事案	(懲戒免職 R2)
⑤ 高校教諭が女子生徒に個別指導中、 <u>通信アプリのIDを交換</u> し、メッセージを送り合う中で好意を持つようになり、2度にわたり自家用車内でキスをした事案	(懲戒免職 H27)
<未成年者喫煙禁止法違反等>	
⑥ 特別支援学校の女性教諭が、以前担任していた高等部男子生徒と約2年間 <u>LINEでやりとり</u> し、タバコを複数回買い与えるなどした事案	(戒告 R3)
<侮辱罪等>	
⑦ 小学校教諭が、知人を <u>誹謗中傷するメール</u> を自宅のパソコンから県内の教育関連施設数か所に送り、被害者から相談を受けた県警が捜査し、逮捕された事案	(停職3月 H27)

全国的な動向

法律の厳罰化が進み、厳しい視線が注がれている。

① 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

盗撮や違法な撮影行為の処罰の範囲が広がりました。

- 性的な姿態等撮影
 - 性的影像記録提供等
 - 性的影像記録保管
- 性的な姿態等画像送信
 - 性的な姿態等画像記録

なお、対象となる電磁的記録を消去しても罰せられます。

② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものと。いう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

③ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

第二条

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一～三 (略)

四 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを作ること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ (略)

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

④ 令和3年4月9日付け 3文科初第45号「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」(通知) (抜粋)

(3) 児童生徒に対するわいせつ行為等の防止等予防的な取組等の推進

教員に対する研修や意識啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返しわいせつ行為の防止等に関する服務規律の徹底を図ること。わいせつ行為等による懲戒処分等が行われた事案において、教員と児童生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等(以下「SNS等」という。)を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、教育委員会の指針や通知等で、SNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること。なお、各学校のルール等について、教員のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めること。

⑤ 私的なメールアドレスを用いた内容でも、信用失墜行為や情報漏洩などの問題が発生し、裁判となったり、処分となったりしている事例がある。

⑥ SNSのグループ内でやりとりをしていても、メンバーの中から情報が流出し、問題となっている例がある。

ICT機器利活用チェックリスト

ICT機器の利用・活用に係り、特に基本となるルールやモラル、留意点について、常日頃から実行すべき内容をチェックリストとして示しました。校内研修会等において適時活用し、それぞれのチェック項目について、個人として組織として振り返り、遵守すべきポイントを再認識し、職場内の話し合いに生かしましょう。

<input checked="" type="checkbox"/>	《個人リスト》 「しない」ことのチェックリスト
	児童生徒や保護者との私的なやりとりは行わない。メール機能を連絡に用いる場合は、ルールを定め、保護者、児童生徒とも共有すること。
	勤務時間中には、私的なメールやSNS等を行わない。
	公務員として、その信用を失うような、あるいは疑われるような書き込み・投稿・掲載(アフィリエイト収入が見込まれる行為等を含む)はしない。
	授業では、許可なく私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを使用しない。
	授業前の事前チェックが行われていない状況で、ICT機器を活用しない。
	著作権や肖像権等を侵害するアップロード、ダウンロードを行わない。
	個人情報に関する電子データを、許可なく学校外に持ち出さない。
	ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を、校内LANや校務パソコンには接続しない。
<input checked="" type="checkbox"/>	《組織リスト》 「する」ことのチェックリスト
	管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーが適切なものとなるよう、必要な見直しを行っている。
	管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーを職員に明示し、周知している。
	職員会議等の場を用いて、基本ルールの周知を年度内に複数回行っている。
	管理職は職員のICT機器活用の実態を常に把握し、適切に指導を行っている。
	管理職は、自校のICT機器のセキュリティの状態やセキュリティ対策について把握している。
	ICT機器活用を担当する情報教育担当者等を、校務分掌に設定している。
	トラブル発生時の対応など、ICT機器活用の危機管理体制が整えられている。
	ICT機器の適切な利活用のため、必要となる研修を定期的に設定している。
	学校ホームページ等は、個人情報保護に配慮している。なお、掲載許諾を得ていても、氏名と写真、氏名と住所などの情報の組み合わせにより、個人が特定される個人情報となるおそれがあることを理解している。